

横須賀市報

第 1904 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

条 例	
◇都市計画決定等に係る手続きに関する条例中一部改正.....	15447
規 則	
◇病児・病後児保育センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則.....	〃
告 示	
◇指定居宅サービス事業者の指定について.....	〃
◇指定地域密着型サービス事業者の指定について.....	15448
◇指定居宅介護支援事業者の指定について.....	〃
◇指定介護予防サービス事業者の指定について.....	〃
◇指定障害福祉サービス事業者の指定について.....	〃
◇除却広告物等の保管について.....	〃
◇放置自転車等の移動について.....	〃
◇道路区域変更及び供用開始について.....	15449
◇指定納付受託者の指定について.....	15450
公 告	
◇不動産差押書の公示送達.....	〃
◇交付要求通知書の公示送達.....	〃
◇公売通知書の公示送達.....	〃
◇配当計算書の公示送達.....	〃
◇介護保険料納入通知書の公示送達.....	〃
◇介護保険料の督促状の公示送達.....	〃
◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達.....	〃
◇国民健康保険料の督促状の公示送達.....	15451
◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達.....	〃
◇開発行為の工事完了について.....	〃
◇開発行為の工事完了について.....	〃
◇債権差押調書の公示送達.....	〃
◇不動産差押解除通知書の公示送達.....	〃
◇交付要求通知書の公示送達.....	〃
◇配当計算書の公示送達.....	〃
◇開発行為の工事完了について.....	15452
◇新型コロナウイルス感染症の予防接種について中一部改正.....	〃
◇都市計画決定等に係る手続きに関する条例に基づく公聴会の開催について.....	〃
◇農用地利用集積計画について.....	〃
上下水道局告示	
◇指定給水装置工事事業者の事業の廃止について.....	15453
◇指定下水道工事店の所在地の変更について.....	〃

教育委員会告示

◇教育委員会定例会の招集について..... 〃

条 例

都市計画決定等に係る手続きに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月27日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第 1 号

都市計画決定等に係る手続きに関する条例の一部を改正する条例

都市計画決定等に係る手続きに関する条例（平成17年横須賀市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第 7 条各号列記以外の部分及び第24条第 2 項中「第21条の 2 第 3 項各号」を「第21条の 2 第 4 項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

横須賀市規則第 2 号

病児・病後児保育センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和 7 年 1 月27日

横須賀市長 上 地 克 明

病児・病後児保育センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

病児・病後児保育センター条例の一部を改正する条例（令和 6 年横須賀市条例第41号）の施行期日は、令和 7 年 3 月 1 日とする。

告 示

横須賀市告示第 5 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第41条第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者として指定しました。

令和 7 年 1 月27日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 7 年 1 月 1 日	カイトケア	横須賀市浦賀丘 3 丁目 9 番13号	訪問介護	横須賀市浦賀丘三丁目 9 番13号 株式会社スリーサークル 代表取締役 高 田 許 子
同	カイト訪問看護ステーション	横須賀市浦賀丘 3 丁目 9 番13号	訪問看護	横須賀市浦賀丘三丁目 9 番13号 株式会社スリーサークル 代表取締役 高 田 許 子
同	訪問看護リハビリステーション with	横須賀市西浦賀 5 丁目20番 6 号	訪問看護	横須賀市西浦賀五丁目20番 6 号 有限会社征栄建設 代表取締役 角 田 憲 二
同	訪問看護ステーション 絆	横須賀市佐原 5 丁目15番 2 号	訪問看護	横須賀市佐原五丁目15番 2 号 合同会社 L e g a t o 代表社員 石 渡 崇 紘

横須賀市告示第 6 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第42条の 2 第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者とし

て指定しました。

令和 7 年 1 月27日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 7 年 1 月 1 日	聖ヨゼフ看護小規模 多機能ホーム	横須賀市緑が丘28	複合型サービス	鎌倉市腰越一丁目 2 番 1 号 社会福祉法人聖テレジア会 理事長 足 立 徹 也

横須賀市告示第 7 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第46条第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定居宅介護支援事業者として指定しま

した。

令和 7 年 1 月27日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 7 年 1 月 1 日	アプローチケア	横須賀市湘南鷹取 4 丁目 13 番 4 号	居宅介護支援	横須賀市湘南鷹取四丁目13番 4 号 合同会社アプローチケア 代表社員 坂 爪 邦 子

横須賀市告示第 8 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第53条第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定介護予防サービス事業者として指定

しました。

令和 7 年 1 月27日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 7 年 1 月 1 日	カイト訪問看護ステーション	横須賀市浦賀丘 3 丁目 9 番13号	介護予防訪問看護	横須賀市浦賀丘三丁目 9 番13号 株式会社スリーサークル 代表取締役 高 田 許 子
同	訪問看護リハビリステーション with	横須賀市西浦賀 5 丁目20 番 6 号	介護予防訪問看護	横須賀市西浦賀五丁目20番 6 号 有限会社征栄建設 代表取締役 角 田 憲 二
同	訪問看護ステーション 絆	横須賀市佐原 5 丁目15番 2 号	介護予防訪問看護	横須賀市佐原五丁目15番 2 号 合同会社 L e g a t o 代表社員 石 渡 崇 紘

横須賀市告示第 9 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号）第29条第 1 項の規定により、次に

掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。

令和 7 年 1 月27日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 7 年 1 月 1 日	B r i l l e r （ブ リエ）	横須賀市久里浜 3 丁目34 番 3 号	生活介護	横須賀市太田和二丁目 8 番10－ 9 号 株式会社 T T S 代表取締役 田 中 秀 男

横須賀市告示第10号

屋外広告物法（昭和24年法律第 189 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 7 年 1 月27日

横須賀市長 上 地 克 明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置されていた場所	除 却 年月日	保 管 期 間
立看板等	1	大矢部 5 丁目地内	令和 6 年12月 2 日か ら同月 27日ま で	告示の 日の翌 日から 起算し て 2 週 間

2 保管場所

横須賀市武 3 丁目22番 1 号

3 返還を受ける方法

(1) 返還場所及び返還日時

返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。

(2) 持参するもの

受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑

4 問い合わせ先

横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第11号

自転車等の放置防止に関する条例（平成 3 年横須賀市条例第 29 号）第10条第 2 項及び第 4 項並びに第28条第 2 項の規定に基

づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和 7 年 1 月27日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

移 動 年 月 日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保 管 場 所
	自 転 車	原動機付自転車及び普通自動二輪車		
令和 6 年12月 2 日から 同月26日まで	台 33	台 1	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	浦郷町自転車等保管所 横須賀市浦郷町 3 丁目48番地
同	5	0	京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	2	0	横須賀駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	6	0	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	21	0	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	9	4	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地
同	1	0	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	6	1	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	19	2	鷹取 2 丁目、追浜本町 1 丁目、追浜町 2 丁目、船越町 7 丁目、吉倉町 1 丁目・ 2 丁目、安浦町 1 丁目、佐野町 1 丁目、衣笠栄町 3 丁目、金谷 2 丁目、森崎 6 丁目、根岸町 4 丁目、池田町 3 丁目、東浦賀 1 丁目、内川 1 丁目、内川新田、長井 3 丁目、林 1 丁目、武 3 丁目及び山科台地内の道路	同
同	1	0	横須賀中央駅第 1 自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	2	0	北久里浜駅第 1 自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地
同	1	0	Y R P 野比駅第 1 自転車等駐車場	同
同	2	0	Y R P 野比駅第 2 自転車等駐車場	同

2 保管期間

自転車等を移動した日の翌日から起算して 2 箇月間

3 返還を受ける方法

(1) 返還場所

返還を受けようとする自転車等の保管場所

(2) 返還日時

月曜日から土曜日までの午前11時から午後 7 時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。

(3) 移動費用

自転車 1 台につき 2,500円
原動機付自転車及び普通自動二輪車 1 台につき 5,000円

(4) 持参するもの

自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であること

とを証明するもの及び印鑑

4 保管期間経過後の自転車等の措置

保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。

5 問い合わせ先

横須賀市建設部土木計画課

横須賀市告示第12号

道路区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和 7 年 1 月27日からその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和 7 年 1 月27日

横須賀市長 上 地 克 明

路 線 名	旧新別	区	間	敷 地 の 幅 員	延 長
293	旧	田浦町 4 丁目36番の 1 地先から 田浦町 4 丁目50番の 3 地先まで		メートル 1.7～ 3.2	メートル 82.4
	新	田浦町 4 丁目36番の 1 地先から 田浦町 4 丁目38番の 3 地先まで		1.7～ 3.2	19.9

4,034	旧	長坂 4 丁目1768番の 1 地先から 長坂 4 丁目1764番の 1 地先まで	2.9～ 5.2	32.3
	新	長坂 4 丁目1768番の 1 地先から 長坂 4 丁目1764番の 1 地先まで	2.9～ 7.8	32.3
4,513	旧	秋谷 1 丁目 102 番の 1 地先から 秋谷 1 丁目 108 番の 3 地先まで	1.8～ 2.9	60.5
	新	秋谷 1 丁目 102 番の 1 地先から 秋谷 1 丁目 108 番の 3 地先まで	2.9～ 4.5	60.5

横須賀市告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。
令和 7 年 1 月27日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
ソニーペイメントサービス株式会社
東京都港区高輪 1 丁目 3 番13号
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和 7 年 1 月24日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入等
横須賀市立総合高等学校の入学検定料及び入学金
- 4 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間
令和 7 年 1 月24日から同年 3 月31日まで

公 告

横須賀市公告第 5 号（令和 7 年 1 月14日）
掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、不動産に係る差押書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
令和 7 年 1 月14日

横須賀市長 上 地 克 明

（別紙略）

横須賀市公告第 6 号（令和 7 年 1 月14日）
掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、交付要求通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
令和 7 年 1 月14日

横須賀市長 上 地 克 明

（別紙略）

横須賀市公告第 7 号（令和 7 年 1 月14日）
掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、公売通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
令和 7 年 1 月14日

横須賀市長 上 地 克 明

（別紙略）

横須賀市公告第 8 号（令和 7 年 1 月14日）
掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方

ら申出があるときは交付します。

令和 7 年 1 月14日

横須賀市長 上 地 克 明

（別紙略）

横須賀市公告第 9 号（令和 7 年 1 月14日）
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 1 月14日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和 6 年度	介 護 保 険 料 納 入 通 知 書	12月分の納期限は、令和 7 年 1 月31日に変更する。

（別紙略）

横須賀市公告第10号（令和 7 年 1 月14日）
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 1 月14日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和 6 年度	介 護 保 険 料	9 月 分	令和 6 年11月29日
		10 月 分	令和 6 年11月29日
		11 月 分	令和 6 年12月 3 日

（別紙略）

横須賀市公告第11号（令和 7 年 1 月14日）
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 1 月14日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和 6 年度	国民健康保険料 変更通知書	減額分
		12月分の納期限は、令和 7 年 1 月31日に変更する。

（別紙略）

横須賀市公告第12号 (令和 7 年 1 月14日)
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 1 月14日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和 6 年度	国民健康保険料	8 月 分	令和 6 年 9 月30日
		9 月 分	令和 6 年10月31日
		10 月 分	令和 6 年11月29日

(別紙略)

横須賀市公告第13号 (令和 7 年 1 月14日)
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第 112 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 1 月14日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和 6 年度	後期高齢者医療保険料	10 月 分	令和 6 年11月29日

(別紙略)

横須賀市公告第14号 (令和 7 年 1 月14日)
掲 示 済

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 7 年 1 月14日

横須賀市長 上 地 克 明

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	工事完了検査済証交付 年月日及び交付番号	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
令和 5 年 1 月20日 令 4 開第11号	令和 6 年12月17日 令 6 第15号	横須賀市池田町 6 丁目75番 4 ほか 2 筆	横須賀市日の出町一丁目 1 番地 株式会社日建都市開発 代表取締役 山 下 和 志
令和 6 年 5 月30日 令 6 開第 2 号	令和 6 年12月27日 令 6 第16号	横須賀市平作 1 丁目3402番10ほか 3 筆	横須賀市林一丁目22番 9 号 株式会社ユウホームデザイン 代表取締役 岩 浦 祐 一

横須賀市公告第15号 (令和 7 年 1 月17日)
掲 示 済

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 3 項の規定に

より、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 7 年 1 月17日

横須賀市長 上 地 克 明

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	工事完了検査済証交付 年月日及び交付番号	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
令和 5 年12月22日 令 5 開第 9 号	令和 7 年 1 月 8 日 令 6 第17号	横須賀市鴨居 2 丁目80番 6	横須賀市日の出町一丁目 1 番地 株式会社ニッケンホーム 代表取締役 山 下 和 志
令和 6 年 4 月25日 令 4 開第15号	令和 7 年 1 月10日 令 6 第18号	横須賀市長沢 2 丁目 823 番 1 ほか 3 筆	横浜市区和泉中央南五丁目 2 番 6 号 弥生建設株式会社 代表取締役 土 屋 啓 一

横須賀市公告第16号 (令和 7 年 1 月21日)
掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 1 月21日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第17号 (令和 7 年 1 月21日)
掲 示 済

別紙の方は、その事務所及び事業所が明らかでないため、不動産に係る差押解除通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 1 月21日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第18号 (令和 7 年 1 月21日)
掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、交付要求通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 1 月21日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第19号 (令和 7 年 1 月21日)
掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方か

ら申出があるときは交付します。

令和 7 年 1 月21日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第20号 (令和 7 年 1 月21日)
掲 示 済

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 7 年 1 月21日

横須賀市長 上 地 克 明

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	工事完了検査済証交付 年月日及び交付番号	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
令和 3 年 4 月16日 令 2 開第18号	令和 7 年 1 月14日 令 6 第19号	横須賀市秋谷字海老田4317番 1 ほ か 1 筆	川崎市川崎区浜町 1 丁目13番 8 号 近 藤 浩 一

横須賀市公告第21号

新型コロナウイルス感染症の予防接種について(令和 6 年横須賀市公告第 173 号)の一部を次のように変更します。

令和 7 年 1 月27日

横須賀市長 上 地 克 明

第 2 項中「令和 7 年 1 月31日」を「令和 7 年 2 月28日」に改める。

横須賀市公告第22号

都市計画決定等に係る手続きに関する条例(平成17年横須賀市条例第48号)第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

令和 7 年 1 月27日

横須賀市長 上 地 克 明

1 作成しようとする都市計画の案の種類、名称等

都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称	都市計画の変更を行おうとする土地の区域
横須賀都市計画 用途地域	岩戸 5 丁目、太田和 1 丁目、大矢部 4 丁目から 6 丁目まで、衣笠町、久村、東逸見町 3 丁目、浦賀 4 丁目及び 7 丁目、西浦賀 1 丁目並びに東浦賀 2 丁目地内
横須賀都市計画 高度地区	大矢部 4 丁目及び 6 丁目、東逸見町 3 丁目、浦賀 7 丁目並びに東浦賀 2 丁目地内
横須賀都市計画 防火地域及び準 防火地域	大矢部 4 丁目及び 6 丁目、東逸見町 3 丁目並びに浦賀 7 丁目地内
横須賀都市計画 生産緑地地区	久村字前田及び野比 3 丁目地内
横須賀都市計画 下水道	内川 2 丁目、浦賀 7 丁目、浦郷町 5 丁目、追浜本町 2 丁目、大矢部 6 丁目、汐入町 1 丁目、神明町、鴨居 2 丁目及び 3 丁目、公郷町 1 丁目、久比里 1 丁目、根岸町 3 丁目、長井 1 丁目、津久井 2 丁目、田浦港町、馬堀町 4 丁目、馬堀海岸 1 丁目、林 2 丁目、日の出町 2 丁目、走水 1 丁目及び 2 丁目並びに舟倉 1 丁目地内

2 都市計画 1 次案の概要

第 8 回線引き見直しに伴い、区域区分の変更と整合を合わせる変更及び計画図上の不整合箇所の変更を行うものです。さらに、生産緑地地区については、指定年度より30年経過し、買取申出後、行為制限解除を行ったため廃止を行うものです。併せて、下水道については、下水道設備を一体的かつ総合的に定めるためにポンプ場も都市計画施設として決定する変更を行うものです。

3 都市計画 1 次案の閲覧期間及び場所

- (1) 期間 令和 7 年 2 月10日(月)から同月17日(月)まで
- (2) 時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで
- (3) 場所 横須賀市都市部都市計画課

4 公聴会開催の日時及び場所

- (1) 日時 令和 7 年 2 月19日(水)午後 7 時
- (2) 場所 横須賀市本町 2 丁目 1 番地

本町コミュニティセンター第 2 会議室

5 公述人の申出に係る書面の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和 7 年 2 月17日(月)
- (2) 提 出 先 横須賀市都市部都市計画課

6 公聴会開催の中止

公述人の申出に係る書面の提出がないときは、公聴会の開催を中止します。

横須賀市公告第23号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第56号)附則第 5 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同項の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和 7 年 1 月27日

横須賀市長 上 地 克 明
記の 1

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 1 丁目 708 番 1 並びに 5 丁目3215番 1 及び 3216番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市林 4 丁目 456 番地 1 シティハイムナガノ A 101
水 野 直 太
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井 5 丁目 7 番 6 号
中 村 衛

記の 2

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 2 丁目1951番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井 1 丁目 8 番20号
原 田 直 樹
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井 1 丁目18番20号
原 田 泰 明

記の 3

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 2 丁目3863番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井 6 丁目24番16号
小 島 有 貴
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井 2 丁目 1 番19号
小藤田 政 彦

記の 4

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市林 3 丁目 128 番及び 129 番
- 2 利用権の設定を受ける者の所在地、名称及び代表者名
横須賀市秋谷 2 丁目1110番地
株式会社平凡野菜
代表取締役 藤 原 信 良
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市秋谷 2 丁目19番10号
坂 本 美枝子

- 記の 5
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市太田和 4 丁目2494番、2496番、2497番、2441番、
2442番、2443番及び2444番

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市須軽谷 854 番地
鈴 木 章 雄

3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市太田和 4 丁目2575番地
長谷川 誠
- 記の 6
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市津久井 5 丁目2697番 1、2698番及び2700番 1

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市津久井 5 丁目19番30号
小 林 務

3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市津久井 5 丁目16番29号
志 村 竹 男
- 記の 7

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市芦名 2 丁目2566番 1 及び2567番 1

2 利用権の設定を受ける者の所在地、名称及び代表者名
横須賀市芦名 2 丁目1717番地
株式会社バンブーグラス
代表取締役 眞 中 泰 行

3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市芦名 2 丁目26番20号
志 村 佳 子

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第 3 号

指定給水装置工事事業者規程（平成10年横須賀市水道企業管理規程第11号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業を廃止した旨届出がありました。

令和 7 年 1 月27日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代 表 者 名	所 在 地	届出年月日
194	藤原設備	藤 原 道 雄	横須賀市金谷 2 丁目 2 番20号	令和 7 年 1 月 7 日

横須賀市上下水道局告示第 4 号

令和 5 年横須賀市上下水道局告示第13号により指定した指定下水道工事店有限会社原管工は、次のとおり所在地を変更しました。

した。

令和 7 年 1 月27日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工 事 店 名	代 表 者 名	所 在 地	
			新	旧
須 376	有限会社原管工	原 泰 一	鎌倉市七里ガ浜東三丁目 5 番 8 号	鎌倉市長谷二丁目21番 5 号

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第 1 号 (令和 7 年 1 月 6 日 掲 示 済)

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

令和 7 年 1 月 6 日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

1 日時 令和 7 年 1 月 9 日午前11時

2 会議開催の場所 横須賀市役所正庁